

随意契約（相手方指定）調書

件 名	住民記録等システム標準化に係るコンビニ交付システム改修業務委託	No.5200617
工（納）期	令和7年12月26日	
契約締結日	令和7年7月8日	
契約金額	4,004,000円（消費税込み）	

契約相手方	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 (法人番号：2011401007325)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	住民記録等システム標準化に係るコンビニ交付システム改修業務委託
指名業者 (案)	名 称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 所在地 東京都板橋区坂下一丁目19番1号 代表者 支店長 久保 裕之
特命理由	本件は、住民記録等システムの標準化に伴い、住民記録等システムに連携している本システムについても改修が必要であるため、レイアウト変更等の業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、パッケージシステムが持つプログラム等の著作権を保持していることから、他の業者による実施は不可能である。 以上の理由から、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)